

議案第 33 号

専決処分の承認を求めることについて

下記の事件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求める。

令和 2 年 6 月 5 日提出

飯能市長 大久保 勝

記

1 飯能市都市計画税条例の一部を改正する条例

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年3月31日

飯能市長 大久保 勝

記

1 飯能市都市計画税条例の一部を改正する条例

## 飯能市都市計画税条例の一部を改正する条例

飯能市都市計画税条例（昭和32年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第3項を削る。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を附則第4項とする。

附則第6項を附則第5項とする。

附則第7項の前の見出しを削り、同項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第6項とし、同項の前に見出しとして「（宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第8項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第9項中「附則第7項」を「附則第6項」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第10項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「附則第7項」を「附則第6項」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第11項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「附則第7項」を「附則第6項」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第12項の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項中

「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第13項の前の見出しを削り、同項を附則第12項とし、同項の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第14項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第15項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第16項の前の見出しを削り、同項を附則第15項とし、同項の前に見出しとして「（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）」を付する。

附則第17項中「附則第7項及び第9項」を「附則第6項及び第8項」に、「附則第7項及び第10項」を「附則第6項及び第9項」に、「附則第8項、第10項及び第11項」を「附則第7項、第9項及び第10項」に、「附則第10項から第12項まで」を「附則第9項から第11項まで」に、「附則第12項」を「同項」に、「附則第13項から第15項まで」を「附則第12項から第14項まで」に、「附則第14項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第18項中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで若しくは第48項」に、「第34項」を「第33項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第19項（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項を附則第18項とする。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の飯能市都市計画税条例（附則第4項において「新条例」という。）の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前的地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第17項の規定の適用については、同項中「、第42項から第44項まで若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第42項から第44項まで」とする。

飯能市都市計画税条例新旧対照表

改正後	改正前
(納稅義務者等)	(納稅義務者等)
第2条 省略	第2条 省略
2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3 <u>第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項</u> の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。	2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3 <u>第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項</u> の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。
3～4 省略	3～4 省略
附 則	附 則
(法附則第15条第38項の条例で定める割合)	(法附則第15条第40項の条例で定める割合)
3 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。	3 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。
(法附則第15条第39項の条例で	(法附則第15条第44項の条例で定める割合)
	4 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
	(法附則第15条第45項の条例で

定める割合)

4 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

5 省略

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)

6 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に

定める割合)

5 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

6 省略

(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)

7 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に

係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

7 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

8 附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて

係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

8 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

9 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて

得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第6項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超える

得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第7項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超える

るものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）

1.1 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当

るものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例）

1.2 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当

該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

省略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

1 2 省略

1 3 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により飯能市税条例附則第9条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であ

当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

省略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

1 3 省略

1 4 市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により飯能市税条例附則第9条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であ

るときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

14 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納稅義務の免除等)

るときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

15 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納稅義務の免除等)

15 省略

16 附則第6項及び第8項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第6項及び第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第7項、第9項及び第10項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第9項から第11項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、同項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第12項から第14項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第13項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

(読替規定)

17 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで若しくは第48項、第15条の2第2項又は

16 省略

17 附則第7項及び第9項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第7項及び第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第8項、第10項及び第11項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第10項から第12項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則第12項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第12項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第13項から第15項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第14項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

(読替規定)

18 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項ま

第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで」とする。

(平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等に対して課する都市計画税の特例)

18 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

で、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

(平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等に対して課する都市計画税の特例)

19 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

7 平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた四年新法第三百二十二条の八第三項に規定する通算適用前欠損金額に係る同項及び同条第五項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

## 第三項

## 第五項

第八項	前十年内事業年度	
	前十年以内	前九年以内
第七項	前十年以内	前九年以内
	前十年内事業年度	前九年以内

## (固定資産税に関する経過措置)

8 平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた四年新法第三百二十二条の八第七項に規定する合併等前欠損金額に係る同項及び同条第八項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

## 第五項

## 第七項

第八項	前九年内事業年度	
	前九年以内	前八年以内
第七項	前九年以内	前八年以内
	前九年内事業年度	前八年以内

## (固定資産税に関する経過措置)

9 新法第三百四十三条第四項の規定は、令和三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和二年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

10 新法第三百四十三条第五項の規定は、令和三年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

11 新法第三百四十九条の三第一項に規定する償却資産に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12 新法第三百四十四条の三の規定は、なお従前の例による。

13 新法第三百四十五条の三の規定は、同条の条例の施行の日以後に、同条に規定する現所有者であることを知つた者について適用する。

14 新法第三百四十六条の三の規定は、同条に規定する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二

15 新法第三百四十七条の三の規定は、同条に規定する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二

16 新法第三百四十八条の三の規定は、同条に規定する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二

17 新法第三百四十九条の三の規定は、同条に規定する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二

18 新法第三百五十条の三の規定は、同条に規定する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二

19 新法第三百五十二条の三の規定は、同条に規定する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二

20 新法第三百五十三条の三の規定は、同条に規定する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二

21 新法第三百五十四条の三の規定は、同条に規定する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二

22 新法第三百五十五条の三の規定は、同条に規定する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二

23 新法第三百五十六条の三の規定は、同条に規定する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二

24 新法第三百五十七条の三の規定は、同条に規定する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二

25 新法第三百五十八条の三の規定は、同条に規定する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二

26 新法第三百五十九条の三の規定は、同条に規定する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二

13 港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十八項に規定する家屋及び償却資産に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

14 平成三十年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十三項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

15 平成二十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十

七項に規定する基幹放送設備若しくは特定地上基幹放送局等設備又は基幹放送局設備に對して課す固定資産税については、なお従前の例による。

16 平成二十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十

九項に規定する機械その他の設備に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

17 平成二十八年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条

第四十項に規定する家屋及び償却資産に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

18 施行日から附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新法附則第十七条の二第五項の表附則第十五条第十三項、第二十一項、二十四項、第三十七項から第三十九項まで、

第四十二項から第四十四項まで、第四十七項及び第四十八項、第十五项の二第二項及び第十五项の三の項及び新法附則第十七条の二第六項の表附則第十五条第十三項、第二十一項、二十四項、

第三十七項から第三十九項まで、第四十二項から第四十四項まで、第四十七項及び第四十八項、第

四十九項に規定する機械その他の設備に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

19 第四十二項から第四十四項まで、第四十七項及び第四十八項とあるのは、「及び第四十七項」とする。

(市町村たばこ税に関する経過措置)

20 第十五条附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこ

に係る市町村たばこ税については、なお従前の例による。

21 第十六条附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこ

に係る市町村たばこ税については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

22 第十七条附則第一条第十号に掲げる規定による改正後の地方税法第七百一条の三十四第二項の規定

は、同号に掲げる規定による改正後の地方税法第七百一条の三十四第二項の規定

は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業に對して課すべき事業所

税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

23 第十八条別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、令和二年度以後

の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例

による。

24 第十八条別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、令和二年度以後

の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例

による。

25 第十八条別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、令和二年度以後

の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例

による。

26 第十八条別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、令和二年度以後

の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例

による。

附則第四条中「平成三十二年二月」を「令和二年一月」に、「平成三十二年一月」を「令和二年一月」に改める。

附則第五条及び第六条中「平成三十二年二月」を「令和二年二月」に改める。  
 附則第七条第一項中「平成三十二年二月」を「令和二年二月」に、「平成三十一年十一月」を「令和元年十一月」に改め、同条第二項中「平成三十二年二月」を「令和二年二月」に改める。  
 和元年度分に改め、同条第二項中「平成三十二年二月」を「令和二年二月」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、平成二十九年度分、平成三十年度分及び令和元年度分に係る同条の規定の適用については、同条中「当該年度以後三年度以内の年度分の基準税率等」とあるのは「当該年度以後三年度以内の年度分の基準税率等」(令和二年度以降の年度分においては特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)附則第十三条による改正後の第十四条第三項の表の中欄に掲げる収入の項目のうち、特別法人事業譲与税に係る同表の基準税率等を含む。)とする。

## 附 則

## (施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一項 第一条中地方税法第七十四条の四第二項にただし書を加える改正規定及び同法第四百六十七条规定

第二項にただし書を加える改正規定並びに附則第九条及び第十五条の規定 令和二年十月一日

第二項 第一条中地方税法の目次の改正規定、同法第二十三条第一項第十一号及び第十二号、第二十四

条の五第一項第二号、第二十七条第二項、第三十四条、第三十七条第一号イの表、第四十一条第二

二項、第四十五条の二第一項、第五十条、第七十一条から第七十二条の四まで、第七十二条の二

十二から第七十二条の二十五まで、第七十二条の四十三から第七十二条の四十六まで、第七十二

条の六十三から第七十二条の六十六まで、第七十二条の五十並びに第七十二条の七十一から第七

十二条の七十五までの改正規定、同法第二章第四節第四款中第七十三条の三十八の次に一条を加える改正規定、同章第五節第三款中第七十四条の二十九の次に一条を加える改正規定、同法第九

十七条から第七十二条まで、第七十二条の五十四から第七十二条の五十九まで及び第七十七条

条の二から第七十七条の五までの改正規定、同章第八節第三款第三目中第七十七条の二十三

の次に一条を加える改正規定、同法第二百三十三条から第二百五十八条までの改正規定、第二百八十九条、第二百九十二条第一項第十一号及び第十二号、第二百九十五条第一項第二号、第三

百四十四条の二、第三百十四条の六第一号イの表、第三百十七条の二第一項、第三百三十四条から

第三百四十条までの改正規定、第三百七十六条から第三百七十九条まで並びに第四百六十三条の十から第四百六十三条の十四までの改正規定、同法第三章第三節第三款第三目中第四百六十三条の二十九の次に一条を加える改正規定、同法第四百八十五条の六から第四百八十五条の十二まで、第五百四

十条から第五百五十条までの改正規定、第五百四十二条第一項第十二号及び第十三号を加える改正規定、同法第七百三十三条の二十六の次に一条を加える改正規定並びに同法第七百四十五

条第一項の改正規定並びに同法附則第三条の二、第四条第七项第一号及び第十三项第一号並びに

第四条の二第七项第一号及び第十三项第一号の改正規定、同法附则第四条の四第一项及び第三项の改正規定(「同条第七项」を「同条第六项」に改める部分に限る)並びに同法附则第三十三项の二第三项第一号及び第六项第一号、第三十三项第一号及び第七项第一号、第三十四项第一号及び第八项第一号、第三十五项第四项第一号及び第八项第一号、第三十五项第二项の二第一项に規定する法定

第二项第一号及び第六项第一号、第三十三项第三项第一号及び第七项第一号、第三十四项第一号及び第八项第一号、第三十五项第四项第一号及び第八项第一号、第三十五项第二项の二第一项に規定する法定

- 四項第一号及び第八项第一号並びに第三十五条の四第二项第一号及び第五项第一号の改正規定、第五项の規定並びに第七条中特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第二十七条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条、第四条第二项及び第三项、第十二条第二项及び第三项、第二十七条(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十四号)第八条、第十二条第四项、第十六条第一项並びに第三十四条第三项及び第十一项の改正規定に限る)、第二十八条第一项から第四项まで、第二十九条並びに第三十条の規定 令和三年一月一日
- 三 第二条中地方税法附则第三十五条の三の二の改正規定 令和三年四月一日
- 四 第二条中地方税法第七十四条の四第二项ただし書及び第四百六十七条第二项ただし書の改正規定並びに附则第十条及び第十六条的规定 令和三年十月一日
- 五 第二条(前二号、次号及び第十号に掲げる改正規定を除く)の規定及び第七条中特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第十四条第一项の改正規定並びに附则第五条第二项から第八项まで、第七条、第十三条第二项から第八项まで、第二十七条(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十八条から第四十条までの改正規定に限る)、第二十八条第五项から第七项まで及び第三十二条の規定 令和四年四月一日
- 六 第二条中地方税法第三十四条第一项第十一号及び第三百二十四条の二第一项第十一号の改正規定並びに附则第五条第一项及び第十三条第一项の規定 令和六年一月一日
- 七 第一条中地方税法附则第十一项第十五项の改正規定(「第一百九条の六第二项第一号」を「第一百九条の十五第二项第一号」に、「第一百九条の八」を「第一百九条の十七」に、「第一百九条の六第一项」を「第一百九条の十五第一项」に、「同条第十项」を「同条第十五项」に、「第四十六条第十七项」を「第四十六条第二十六项」に改める部分に限る)、同法附则第十五条第四十八条の改正規定(「第一百九条の二第二项」を「第一百九条の四第三项」に、「第一百九条的二第一项」を「第一百九条的四第一项」に、「第八十二条第八项」を「第八十二条第十项」に改める部分に限る)及び同条に五项を加える改正規定(同条第四十八条に係る部分に限る) 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和二年法律第二号)の施行の日
- 八 第一条中地方税法第二十三条第一项第四号の改正規定(「第四十二条の十二の六」を「第四十二条の十二の五の二に改める部分に限る」)、同项第四号の三の改正規定、同法第二百九十二条第一项第四号の改正規定(「第四十二条の十二の六」を「第四十二条の十二の五の二」に改める部分に限る)及び同项第四号の三の改正規定並びに同法附则第八条第十五项及び第十六项の改正規定並びに同法附则第十五条に五项を加える改正規定(同条第四十九项に係る部分に限る)並びに附则第四条第七项から第十项まで及び第十二条第七项から第十项までの規定 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和二年法律第二号)の施行の日
- 九 第一条中地方税法附则第三十四条第一项及び第四项、第三十四条の二第三项及び第六项、第三十六条第一项並びに第四十四条の二の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律(令和二年法律第二号)附则第一项第一号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日
- 十 第二条中地方税法第二十四条第五项、第七十二条の五第一项第八号、第二百九十四条第七项及び第七十二条の三第四第二项の改正規定並びに附则第十七条の規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律(令和二年法律第二号)の施行の日
- (更正、決定等の期間制限及び消滅時効に関する経過措置)
- 第一条 第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という)第十七条の五第六项の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)以後に地方税法第十七条の五第一项に規定する法定納期限が到来する不申告加算金について適用する。
- 新法第十八条第一项(第二号に係る部分に限る)の規定は、施行日以後に地方税法第十七条の五第一项に規定する法定納期限が到来する不申告加算金について適用する。



附則第十二条の三第二項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「同年十月一日」を「令和元年十月一日」に、「平成三十一年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十一年度分」を「令和二年年度分」に、「平成三十一年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に、「平成三十一年度分」を「令和二年年度分」に、「平成三十一年度分」を「令和二年年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第三項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「同年十月一日」を「令和元年十月一日」に、「平成三十一年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十一年度分」を「令和二年年度分」に、「平成三十一年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで」に、「平成三十一年度分」を「令和二年年度分」に、「平成三十一年度分」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に、「平成三十一年度分」を「令和二年年度分」に、「平成三十一年度分」に改め、同項各号中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年年度基準エネルギー消費効率」に改める。

附則第十二条の四第四項及び第五項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「同年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に、「平成三十二年度分」を「令和二年年度分」に改める。

附則第十四条第一項中「平成三十七年度」を「令和七年度」に改め、同条第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第十五条第一項中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律

(平成二十八年法律第三十六号)の施行の日から平成三十二年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで」に改め、同項第三号中「除く」の下に「以下この号において同じ」を加え、「五分の三」を「三分の二(総務省令で定める小規模な総合効率化事業者が取得したものにあつては、五分の三)」に改め、同条第二項中「平成三十四年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで」に、「第三百四十九条の三第二項若しくは第三項」を「第三百四十九条の三第二項若しくは第三項」に改め、同項第一号中「も」の下に「(電気供給業を行つた人が電気供給業の用に供するものを除く。)」を加え、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを「一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「平成三十一年度」を「令和三年度」に、「第三百四十九条の三第八項又は第九項」を「第三百四十九条の三第七項又は第八項」に改め、同条第四項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、「第三百四十九条の三第一項」を削り、「平成三十一年度」を「令和三年度」に改め、同条第五項中「又は第三百四十九条の三第一項」を削り、「平成三十一年度」を「令和三年度」に改め、「(同項に規定する償却資産にあつては、当該額に同項に定める率を乗じて得た額)」を削り、同条第六項中「大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域」を削り、「南海トラフ地震防災対策推進地域又は」を「南海トラフ地震防災対策推進地域」に改め、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」の下に「又は首都直下地震対策特別措置法(平成二十五年法律第八十八号)第三条第一項に規定する首都直下地震緊急対策区域」を加え、「平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に改め、同条第七項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、「第三百四十九条の三第二項、第十五項又は第二十五項」を「第三百四十九条の三第一項、第十四項又は第二十四項」に改め、同条第十二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に、「第二十五項」を「第二十二項」に、「第三百四十九条の三第五項」を「第三百四十九条の三第四項」に改め、同条第十三項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「第三百四十九条の三第二項、第十五項又は第二十五項」が流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第三十六号)の施行の日から平成三十二年三月三十一日まで」を「以降この項において「総合効率化事業者」という。が令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで、「五分の三」を「三分の一(総務省令で定める小規模な総合効率化事業者が当該車両を取得して、当該車両を他の者に譲渡し、当該者から当該車両を賃借して、これを事業の用に又は取得した後に当該車両を他の者に譲渡し、当該者から当該車両を賃借して、これを事業の用に

供する場合には、当該車両に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の三)」に改め、同条第十八項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第十九項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を削り、同条第二十二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項を同条第二十一項とし、同条第二十四項を削り、同条第二十五項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十六項中「同法の施行の日から平成三十二年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで」に、「三分の一(当該設備のうち総務省令で定めたものにあつては、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一)」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十七項中「平成三十二年度」を「令和二年年度」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十八項中「(同法附則第二十六項(同法附則第三十一項の規定により適用される場合を含む))の規定により同条第十二項に規定する港湾運営会社とみなされる同法附則第二十項に規定する特例港湾運営会社を含む。」を削り、「港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から平成三十三年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十九項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十一項を同条第二十八項とし、同条第三十二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十三項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第三十三項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年四月一日から平成四年三月三十一日まで」に改め、同項第一号ハを削り、同号ニを同号ハとし、同号ホを同号ニとし、同項第二号に次のように加える。

ハ 水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(認定発電設備)

八 次号イにおいて「特定水力発電設備」という。で総務省令で定める規模以上のもの

附則第十五条第三十三項第三号イ中「第一号ハ」を「前号ハ」に改め、同号ロ中「第一号ニ」を

「第一号ハ」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十四項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、「第三百四十九条の三第一項」を削り、「平成三十一年度」を「令和三年度」に改め、「(同項に規定する償却資産にあつては、当該額に同項に定める率を乗じて得た額)」を削り、同条第六項中「大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域」を削り、「南海トラフ地震防災対策推進地域又は」を「南海トラフ地震防災対策推進地域」に改め、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」の下に「又は首都直下地震対策特別措置法(平成二十五年法律第八十八号)第三条第一項に規定する首都直下地震緊急対策区域」を加え、「平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に改め、同条第七項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、「第三百四十九条の三第二項、第十五項又は第二十五項」を「第三百四十九条の三第一項、第十四項又は第二十四項」に改め、同条第十四項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に、「第二十五項」を「第二十二項」に、「第三百四十九条の三第五項」を「第三百四十九条の三第四項」に改め、同条第十三項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「第三百四十九条の三第二項、第十五項又は第二十五項」が流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第三十六号)の施行の日から平成三十二年三月三十一日まで」を「以降この項において「総合効率化事業者」という。が令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで、「五分の三」を「三分の一(総務省令で定める小規模な総合効率化事業者が当該車両を取得して、当該車両を他の者に譲渡し、当該者から当該車両を賃借して、これを事業の用に又は取得した後に当該車両を他の者に譲渡し、当該者から当該車両を賃借して、これを事業の用に

第六百九十七条の次に次の二条を加える。

(国税徴収法の例による市町村法定外普通税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第六百九十七条の二 第六百九十五条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第一百九条第四項において準用する場合を含む)の規定の例により市町村長に対し陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(国税徴収法の例による狩猟税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七百条の六十八の二 第七百条の六十六第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第一百九条第四項において準用する場合を含む)の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七百一一条の二十一 第七百一条の十八第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第一百九条第四項において準用する場合を含む)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(国税徴収法の例による事業所税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七百一一条の二十二から第七百一条の二十九まで 削除

第七百一一条の六十八から第七百一条の七十二までを次のように改める。

(国税徴収法の例による事業所税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七百一一条の六十九から第七百一条の七十二まで 削除

第七百一一条の六十八 第七百一条の六十五第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第一百九条第四項において準用する場合を含む)の規定の例により指定都市等の長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七百一一条の六十八から第七百一条の七十二まで 削除

第七百一一条の六十九から第七百一一条の七十二までを次のように改める。

(国税徴収法の例による水利地税等に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七百三十条の二 第七百二十八条第七項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第一百九条第四項において準用する場合を含む)の規定の例により地方団体の長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(国税徴収法の例による法定外目的税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七百三十三条の二十六の二 第七百三十三条の二十四第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第一百九条第四項において準用する場合を含む)の規定の例により地方団体の長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七百三十三条の二十六の二 第七百三十三条の二十四第六項を「第七十二条の二十四の七第七項」に改める。

(国税徴収法の例による法定外目的税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七百三十三条の二十六の二 第七百三十三条の二十四第六項を「第七十二条の二十四の七第八項」に改める。

下の条において「特例基準割合適用年」という。」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、同条第二項中「特例基準割合適用年」を「各年の平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を計算した割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」とを「当該加算した割合と」に改め、同条第三項中「であつて特例基準割合年内に含まれる期間(以下この項において「軽減対象期間」という)がある場合には、当該軽減対象期間」を「を含む年の猶予特例基準割合(平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を計算した割合をいう)」が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、当該期間であつてその年に含まれる期間」に、「特例基準割合(平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を計算した割合をいう)」が「に、「附則第三条の二第一項に規定する猶予特例基準割合」を「猶予特例基準割合(附則第三条の二第二項に規定する猶予特例基準割合)」に改め、同条第四項中「特例基準割合が」を「還付加算金特例基準割合(平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を計算した割合をいう)」が「に、「附則第三条の二第一項」を「附則第三条の二第四項」に、「特例基準割合」を「還付加算金特例基準割合」に改め、同条第五項中「前各項」を「第一項から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 前各項のいずれかの規定の適用がある場合における延滞金及び還付加算金の額の計算において、前各項に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く)が年〇・一パーセント未満の割合であるときは年〇・一パーセントの割合とする。

附則第四条第一項第一号中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第七項第一号及び第十三項第一号中「第十一号口、第十二号口」を「第十一号イ(2)、第十二号口」に、「第三項及び第十項」を「及び第九項」に改める。

附則第四条の二第一項第一号中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第七項第一号及び第十三項第一号中「第十一号口、第十二号口」を「第十一号イ(2)、第十二号口」に、「第三項及び第十項」を「及び第九項」に改める。

附則第四条の四第一項中「平成三十四年度」を「令和四年度」に、「第四十二条の十七の二第一項」を「第四十二条の十七第一項」に、「平成三十三年」を「令和三年」に、「同条第七項」を「同条第六项」に改め、同条第三項中「平成三十四年度」を「令和四年度」に、「平成三十三年」を「令和三年」に、「第四十二条の十七の二第一項」を「第四十二条の十七第一項」に、「同条第七項」を「同条第六项」に改める。

附則第五条の四の二第一項中「平成四十五年度」を「令和十五年度」に、「平成三十三年」を「令和三年」に改め、同条第三項中「平成三十三年」を「令和三年」に改め、同条第五項中「平成四十一年度」を「令和十五年度」に、「平成三十三年」を「令和三年」に改め、同条第七項中「平成三十一年度」を「令和三年」に改め、「第四十二条の十七第一項」を「第四十二条の十七第一項」に、「同条第七項」を「同条第六项」に改める。

附則第五条の六中「平成五十年度」を「令和二十年度」に改め、「平成三十二年」に改め、「令和二十年度」に改め、「平成三十三年」に改め、「令和六年度」に改め。

附則第六条第一項及び第四項中「平成三十三年度」を「令和二十年度」に改め。

附則第七条の三中「平成五十年度」を「令和二十年度」に改め、同条第七項中「平成三十一年度」を「令和三年」に改め、「第四十二条の十七第一項」を「第四十二条的十二第四項第一号」を「第四十二条的十二第五項第一号」に改め、同条第十項中「第六十八条的十五の二第四項第一号」を「第六十八条的十五の二第五項第一号」に改め、同条第十一項から第十四項までの規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第十五項中「第四十二条的十二第四項第一号」を「第四十二条的十二第五項第一号」に改め、「第六十八条的十五的七第二項」を「第六十八条的十五的六的二第二項」に、「第六十八条的十五的六的二」に改め、同条第十六項中「第六十八条的十五的六的二」を「第六十八条的十五的六的二」に改める。

# 参考

## (抜粹)

地方税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和2年3月31日

内閣総理大臣 安倍晋三

### 法律第五号

#### (地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第七十三条の三十八」を「第七十三条の三十九」に、「第七十四条の二十九」を「第七十一条」に、「第七十七条の二十三」を「第七十七条の二十四」に、「第四百六十三条の二十九」を「第四百六十三条の三十」に、「第七百三十条」を「第七百三十条の二」に改める。  
第十四条の九第二項第二号及び第十六条の四第十二項中「資本割」の下に「又は収入割」を加える。

第十七条の五第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定により決定をすることとなる日前三月以内にされた申告納付又は申告納入に係る地方税の申告書の提出に伴つて行われることとなる不申告加算金(第七十一条の十四第五項、第七十一条の三十五第六項、第七十二条の四十六第五項(第一号に係る部分に限る)、第七十四条の二十三第五項、第九十条第五項、第一百四十四条の四十七第五項、第七百七十七条第五項、第二百七十八条第五項、第三百二十八条の十一第五項、第四百六十三条の三第五項、第四百八十三条第五項、第五百三十六条第五項、第六百九条第五項、第六百八十八条第五項、第七百一条の六十一第五項、第七百二十一条第五項又は第七百三十三条の十八第六項の規定の適用があるものに限る)についての決定は、第一項の規定にかかわらず、当該申告書の提出があつた日から三月を経過する日まで、する」とができる。

第十八条第一項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第十七条の五第六項の規定の適用がある不申告加算金 同項の決定があつた日

第二十条の十一の見出し中「官公署等」を「事業者等」に改め、同条中「官公署又は政府関係機関」を「事業者(特別の法律により設立された法人を含む)又は官公署」に改める。

「第二十三条第一項第四号イ中「第四十二条の十(第一項、第三項から第五項まで及び第八項)を「第四十二条の十(第一項、第三項、第四項及び第七項)に、「第四十二条の十二の五の二」に改め、同項第十一号中「次二条の十二の五の二」に、「第六十六条の七(第三項、第六項及び第十項から第十三項まで)を「第六十六条の七(第三項、第七項及び第十一項から第十四項まで)に改め、同号ロ中「第四十二条の十(第一項、第三項から第五項まで及び第八項)を「第四十二条の十(第一項、第三項、第四項及び第七項)に、「第四十二条の十二の六」を「第四十二条の十二の五の二」に改め、同項第四号の三イ及びロ中「第六十八条の十五の七」を「第六十八条の十五の六の二」に改め、同項第十一号中「次に掲げる者」の下に「でひとり親に該当しないもの」を加え、同号イを次のように改める。

(1) イ 夫と離婚した後姻をしていない者のうち、次に掲げる要件を満たすもの

(2) (1) 扶養親族を有すること。  
扶養親族を有すること。  
前年の合計所得金額が五百万円以下であること。  
その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定めるものがないこと。

第二十三条第一項第十一号ロ中「イに掲げる者のほか」を削り、「前年の合計所得金額が五百万円以下である」を「(2)及び(3)に掲げる要件を満たす」に改め、同項第十二号を次のように改める。

十二 ひとり親 現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ その者と生計を一にする子で政令で定めるものを有すること。

ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定めるものがないこと。

第二十三条第一項第十二号の二を削る。

第二十四条の五第一項第二号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第二十七条第二項中「第五十条第五項」を「第五十条第六項」に改める。

第三十四条第一項第五号イ中「第八項第一号イ」を「第八項に」を「第七項に」に改め、同号ロ中「第八項第二号」を「第七項第二号」に改め、同項第六号中「第四項及び第九項」を「第三項及び第八項」に改め、同項第八号中「又は寡夫」を削り、同号の次に次の一号を加える。

八の二 ひとり親である所得割の納稅義務者 三十万円

第三十四条第一項第十一号中「第九項」を「第八項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同条第十三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第四項」を「第三項」に改め、「及び第三項」を削り、「寡婦(寡夫)控除額と、第一項第九号」を「寡婦控除額と、同項第八号の二の規定により控除すべき金額をひとり親控除額と、同項第九号」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第四項又は第五項」を「又は第四項」に改め、「第三項の規定に該当する寡婦若しくはその他の」を削り、「寡夫」を「ひとり親」に、「第四項の」を「第三項の」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項ただし書中「親族(扶養親族を除く)」を「子」に、「その親族」を「当該子」に、「第二十三条第一項第十一号イ又は第十二号」を「第二十三条第一項第十二号イ」に、「親族」を「子」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項中「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とする。

第三十七条第一号イの表(3)の項中「寡夫」を「ひとり親で政令で定めるもの」に改め、「(4)に掲げる者を除く。」を削り、同表(4)の項中「第二十三条规定第十一号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が五百万円以下」を「ひとり親で政令で定めるもの」に改める。

第四十一条第二項中「第三百三十二条並びに第三百三十三条」を「並びに第三百三十二条から第三百三十四条まで」に改める。

第四十五条の二第一項ただし書中「第三十四条第五項」を「第三十四条第四項」に改め、同項第五号中「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。

第四十五条の三の二の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第四十五条の三の三の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第一項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第二号を削り、同項第四号を同項第三号とする。